

## 介護サービス事業者に対する行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、令和7年2月12日付けで下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 法人名

法人名：たきかわ介護福祉サービス株式会社  
所在地：滝川市西町2丁目3番47号  
代表者：代表取締役 志村 龍寛（しむら りゅうかん）

#### 2 事業所名

事業所名：グループホーム ともだちの家  
所在地：法人所在地と同じ

#### 3 事業の種類

認知症対応型共同生活介護

#### 4 行政処分の内容

##### （1）行政処分の内容

指定の一部の効力停止3月（新規利用者受入停止）

##### （2）行政処分の期間

令和7年2月15日から5月14日まで

#### 5 行政処分の理由

##### （1）不正請求（法第78条の10第1項第8号）

令和3年度から令和5年度までの3か年、介護職員処遇改善加算について、加算要件を認知しながらその要件を満たさず、同加算計画書及び実績報告書において要件を満たしているような記載をし、地域密着型介護サービス費を不正に請求、受領した。

#### 6 経済上の措置

不正請求によって受領した介護報酬のうち、法第22条第1項及び第3項の規定により返還させるべき額に100分の40を乗じて得た加算額を徴収する。

返還金額 8,405,579円（うち2,375,322円は加算金）